

寄せられた意見と市の考え方

(下松市多機能複合型スポーツ施設整備事業基本計画（案）についてのパブリックコメント)

●提出された意見合計 18 件（5 人）

※提出いただいた御意見は、趣旨を変えない範囲内で簡略化または文言等の調整をしているものがあります。

番号	頁	項目	意見	市の考え方
1	26	スポーツ需要に関する動向	中学校の部活動が地域スポーツクラブに移行しているが、この件に関して、なにも記載がない。移行開始後、下松市に登録されている団体数など、現状についての考察も必要でないか？部活動とは違い、地域スポーツクラブの指導者が企業勤めの場合がある。そのため、指導者の勤務後、夜間の利用となると、社会人クラブ等の活動もあり、体育館の予約も難しい。社会人クラブ等で散見されるケースとして、予約はしているが当日に活動をしていないケースもあると思われる。このように、活動しないケースが多いと、実は場所はあるが、利用したい団体が使えないケースもある。このような状況が多いと、移行をしても地域スポーツクラブの活動が継続できない可能性もある。また、体育施設の予約は Web となっていることもあり、予約が埋まっていることで活動を諦めている団体があるのではないかと懸念している。場所の問題が影響し、競技人口の減少となると、スポーツ施設を拡充しても、利用者がおらず、予想より効果がでない可能性もある。前述の通り、場所の問題、地域スポーツクラブの活動状況について、現状把握が必要ではないかと考えている。下松市の意見を伺いたい。	本市に登録のある地域クラブ活動の団体数といった内容は、本計画と関連性が低いため、記載はしておりません。なお、整備予定の施設は、地域クラブ活動で使用されることも想定しており、関係する団体や現在の活動内容を把握した上で、本計画において必要な規模・機能を整理しています。施設の予約に関連していただいた御意見は、今後、運営方法を検討する上で参考とさせていただきます。

番号	頁	項目	意見	市の考え方
2	4 6 8 11	既存スポーツ施設の概要	施設概要表内の指定避難場所の掲載は、地域防災計画などとの整合性が必要と思います。 P4 温水プール 指定避難所⇒広域輸送拠点 P6 スポーツ公園体育館 津波, 土砂, 地震, 高潮⇒＋洪水 P8 スポーツ公園総合グラウンド⇒広域避難所, 臨時ヘリポート P11 市民武道館 高潮, 土砂災害（※市民体育館と同様）⇒＋津波, 内水氾濫, 地震 高潮は×	4 ページの下松市温水プールの概要に係る当該記載は、指定避難所の項目となり、広域輸送拠点の記載は適しないため、原案のとおりとします。6 ページの下松スポーツ公園体育館の概要に係る指定避難所の記載は、御意見のとおり修正します。8 ページの下松スポーツ公園総合グラウンドの当該記載は、指定避難所の項目となり、広域避難場所、臨時ヘリポートの記載は適しないため、原案のとおりとします。11 ページの下松市市民武道館の概要に係る当該記載は、御意見のとおり修正します。
3	50 57	事業スキーム	PPP などの言葉の解説があればわかりやすいと思います。 P50～57 PPP, PFI, DBO, SPC, CM, DB, VE など	本計画に、言葉の解説を追加して記載します。
4	37 45	導入機能・規模	本文と概要版との整合性が必要と思います。 概要版の2. 導入機能・規模の想定面積 約4,400 m ² 、（防災機能）…、（ソフト事業）…、（アクセス性の向上）…が本文内での説明（掲載）がありません。本文内（5項）にも入れておく必要があると思います。	本計画に、追加して記載します。
5	56	概算事業費	維持管理・運営費の見通しが必要と思います。 P56 10. 概算事業費 ※維持管理・運営費は含まない。と示されているが、将来的な負担（市財政への影響）の見通しをどこかの段階（事業者決定）で示す必要があると思います。	維持管理・運営費の見通しについては、今後、精査した上で公にお示しする予定としておりますが、本計画においては原案のとおりとします。

番号	頁	項目	意見	市の考え方
6	37 ↳ 40	導入機能・規模（プール）	・周南市のプールが早く稼働するので、集客と差別化をどう考えているかお示してください。（新施設を造っても集客がなければ…） ・幼児プールと合体することで、周南プールと差別化ができ、稼働率が上がり、集客に期待できませんか。	公共施設であることから集客を競うものではありませんが、利用促進が図られることは重要であると考えます。また、より良い施設整備を目指す中で、他自治体の同種施設との差別化が図られる可能性はありますが、それが目的ではなく、まずは本市が必要とする機能をしっかりと確保し、本市の公共施設としてふさわしいものを整備する必要があると考えます。集客や他自治体との差別化という趣旨の記載は、公共施設の特性を踏まえると本計画に記載することは適しないと考えます。
7			・もう一つの公営の「下松市公園プール」も一緒に考えて合理化、経済化を考えてみていかがでしょうか。 ・「下松市公園プール」は、夏休みのみ稼働で、老朽化していませんか。今回のプールに合体化させる案は検討されなかったのでしょうか。 ・合体化すると、建設コストは上がりますが、運営維持管理が一体化され経費削減になりませんか。 ・現地公園プールの解体更地化による官民誘致による経済効果はすごいことになりませんか。	本事業においては、下松市公園プールその他市有体育施設の今後の在り方等を含め、必要な検討を行っており、それらを踏まえて本計画を整理しております。 本パブリックコメントは、本事業地外の公共施設（下松市公園プール）に関する内容や、それに伴う経費削減、経済効果等に対する市の考えを示すものではありません。
8	37 ↳ 40	導入機能・規模（プール）	今回、幼児プールとジャグジーがなくなっています。幼児プールは、「下松市公園プール」があるからでしょうか。	下松市公園プールとの関連性はありません。なお、幼児プールは、本計画においてメインプールに集約することとしておりますが、ジャグジーは、基本構想時から想定しておりません。
9	37 ↳ 40	導入機能・規模（プール）	既設は解体ですが、新規稼働まで時間がかかりますので、プール屋根を一部撤去し、期間限定でプールを使用することを考えませんか。	御意見として賜ります。

番号	頁	項目	意見	市の考え方
10	37 ↳ 40	導入機能・規模（プール）	温水プールは非公認とのこと、将来公認プールにできるような仕様でのプールの建設は考えていないのでしょうか。	公認プールとしない取扱いは、関係団体へのヒアリングや必要な検討を経た上で整理しており、将来公認プールへ切替えが可能となる仕様は想定しておりません。
11	49	施設計画	現状のようなエントランス（吹き抜けで開放案）の検討は難しいのでしょうか。	本計画において記載が必要となる事項ではないため、原案のとおりとします。なお、施設整備に当たっては公共施設としてふさわしく、機能性に配慮したものを目指しており、それを踏まえた上で必要に応じて判断します。
12	48	土地利用計画	・西面の法面ですが、土の切り盛りで、2層の駐車場に改造して、駐車場の確保を考えて見たらいかがでしょうか。 ・北面の山からイノシシの侵入が想定されますので、夕方以降の利用者の安全確保、対策も工事に入れたらどうでしょうか。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
13	56	概算事業費	・建設費は計上されてますが、運営維持費は幾らくらいになるか、提示ください。 ・全体事業費が上がった場合、住民に対して税金など負担は発生しますか	維持管理・運営費の見通しについては、今後、精査した上で公にお示しする予定としておりますが、本計画においては原案のとおりとします。 後段については、本事業の事業費に連動して税金の負担が変わる制度はありません。
14	44	武道場の導入機能及び規模	弓道場を1階に置くことは良いことです。安土の重量が100トン近くなるため、1階にすることで建物の安定性が確保できます。建設費用はもとより、将来的な維持費も安くなることでしょう。	いただいた御意見を参考に、機能性や維持管理のしやすさに配慮した施設整備を進めてまいります。

番号	頁	項目	意見	市の考え方
15	44	武道場の導入機能及び規模	巻き藁道場も含めて、弓道場を設計する際には、是非とも設計や施工に実績のある専門家の意見を取り入れて頂きたいです。新しい施設を設計する際には、設計者は見た目や斬新さを意識されます。弓道は、シンプルな動きで単純な体の構成を完成させますが、それが美しさを表現します。それは内面の心の働きが強調されるからです。それを実現する場が弓道場ですから、その施設も極限にシンプルな構造のほうが結果的に美しさを実現します。余計な装飾を排除して、なおかつ美しさを実現できる弓道場の設計に専門家の意見を取り入れて頂きたいのです。	今後の施設整備に当たっては、弓道場を含め、公共施設としてふさわしく、機能性に配慮したものを目指してまいります。また、武道場・弓道場は、競技ルール等に則り、正しく競技を行えることが重要と考えております。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
16	43	武道場の整備方針	弓道場を弓道以外のスポーツで使用するのとは、とても良いことです。異分野のスポーツ関係者が交流できる機会にもなります。私見ですが、矢を飛ばすことで共通する四半的とか、床が重要な要素となりそうなボッチャなど、考えて頂いてはいかがでしょうか。施設の使い方の面で、私に出来ることがあれば、それらの団体との協力をしたいです。	弓道場に限らず、施設内の各諸室を多目的な用途で使用することで、付加価値を創出できると考えております。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
17	44	武道場の導入機能及び規模	弓道場の項で「12m×36m」となっていますが、「規模」は「約610㎡」なので「12m×36m（＝432㎡）」が何の面積なのかが分かりづらいです。 観覧スペースと器具庫は別項になっているので、審判席や看的所を含まない射場だけの面積と思われますが、明確な記述が欲しいところです。	44 ページに記載のとおり、610㎡程度には看的（5㎡）×2を含むものであり、射場だけの面積ではありません。なお、610㎡程度には審判席も含むものとしているため、本計画に、追加して記載します。

番号	頁	項目	意見	市の考え方
18	45 ↳ 46	その他の諸 室、機能相関 図	弓道場にシャワーは不要です。上記の箇所に「弓道場」と「更衣室・シャワー・トイレ」が結び付けられていますが、弓道でシャワーを使用することはありません。更衣室もトイレも必要な施設ですが、シャワーは不要なのでその分「審判控室」等に振り分けていただくと利便性が増すと思われます。 施設計画がまだイメージ段階なので、詳しい設備や配置はこれからだと思いますが、利用者のニーズに合った設計が望まれます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。